

○ 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

改正案	現行
<p>（新株予約権証券に準ずる有価証券等）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の九及び第七十二条の十に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 新優先出資引受権（令第一条の四第二号に規定する新優先出資引受権をいう。次項において同じ。）を表示する証券</p> <p>二 外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は前号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>三 新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。次号において同じ。）</p> <p>四 外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。）で新投資口予約権証券に類する証券</p> <p>2 法第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の九及び第七十二条の十に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じて、当該各号に定める権利の行使に際して払い込むべき金額とする。</p>	<p>（新設）</p>

- 一 前項第一号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る新優先出資引受権
- 二 前項第二号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る外国の者に対する権利であつて新株予約権又は新優先出資引受権の性質を有するもの
- 三 前項第三号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。次号において同じ。）
- 四 前項第四号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条に規定する外国投資法人をいう。）に対する権利であつて新投資口予約権の性質を有するもの

（監査報酬額）

第一条の二 法第七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める額は、その事業年度（同項に規定する事業年度をいう。次条から第一条の七までにおいて同じ。）に係る法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類について、当該書類を提出する者が、同項に規定する監査証明（同項第一号又は第二号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を含む。）を受ける対価として、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等を含む。）

（監査報酬額）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第七十二条の三第一項に規定する内閣府令で定める額は、その事業年度（同項に規定する事業年度をいう。次条から第一条の七までにおいて同じ。）に係る法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類について、当該書類を提出する者が、同項に規定する監査証明（同項第一号又は第二号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を含む。）を受ける対価として、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（公認

に支払い、又は支払うべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合)

第一条の二の二 (略)

2 (略)

(自己の株式の取得に準ずる場合)

第六十一条の六の二 法第百八十五条の七第十四項に規定する自己の株式の取得に準ずる場合として内閣府令で定める場合は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項(同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の投資口の取得である場合とする。

会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等を含む。)に支払い、又は支払うべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

(監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合)

第一条の二 (略)

2 (略)

(新設)